会員規約

第1条(名称)

本クラブは、ロングウッドスポーツクラブ(以下クラブという)と称します。

第2条(事業計画)

本クラブは会員制とし、会員の心身の健康維持増進及び会員相互並びに家族の親睦を図り、品格ある明朗健全なクラブとすることを目的とします。

第3条(運堂)

本クラブは前条の目的を達するためロングウッドスポーツ株式会社(以下会社 という)が運営管理にあたります。

第4条(クラブの所在地)

本クラブの所在地は、名古屋市守山区中志段味南原2673-1とします。

第5条(会員資格)

会員資格は、本クラブの主旨に賛同される方で会社の承認を得た方とします。 但し、刺青のある方、又伝染病、皮膚病、精神病等の疾患者は会員資格を認め ません。尚スクール会員については各コースに定められた条件を有することが 必要になります。未成年者は、保護者の同意が必要となります。

第6条(会員制度)

本クラブは、会員制とします。

会員種類、施設の利用範囲、利用条件等は別に定めるものとします。

会員は、本規約及び会社が定めるルール、マナー等を遵守しなければなりません。

第7条(入会手続き及び諸費用)

- 1. 本クラブに入会を希望する方は所定の申込み手続きを行い、会社の承認を得、会社に所定の費用を納入しなければなりません。
- 尚、虚偽の申告をした場合は入会の取り消しをします。
- 2. 入会金・年会費の額及び支払い方法については、会社が別にこれを定めます。
- 3. 本クラブに入会の申込みをされた方は、第1項の手続きの全てを完了したときに本クラブの会員としての資格を取得するものとします。
- 4. 入会金・年会費その他諸費用は経済情勢等により変更します。

第8条(会員証)

- 1. 会社は会員に対して会員証を交付します。
- 2. 会員証の貸与及び譲渡はできません。
- 3. 本クラブを利用するときはこの会員証を提示しなければなりません。
- 4. 会員証の紛失にあたっては、速やかに会社に届けるとともに再発行の費用を 納入しなければなりません。

再発行料 メンバー・ジュニアスイミング:110円(税込)、

ベビー・キンダー・競泳・成人スクール・サッカー:330円(税込)

5. 退会時にはこれを会社に返還するものとします。

第9条(会員の義務)

会員は次の各号に定める義務を遵守するものとします。

- 1. 納入期限までに会費その他の支払いを会社にすること。
- 2. 本会則その他のクラブ諸規則を遵守すること。
- 3. 本クラブの秩序を乱し、あるいはクラブの名誉を傷つけるなど会員としての 品位を損なうと認められる行為をしないこと。
- 4. 届出に氏名・住所・連絡先等の事項に変更が生じた場合は、速やかに会社に変更の届けを提出すること。
- 5. 届出又は利用等に際して名義等の偽りをしないこと。

第10条(会員資格の停止及び除名)

会員は、第9条に示す各号の義務を遵守しない場合、会社の判断により、会員 資格を停止及び除名されます。

第11条(会員資格の喪失)

会員は、次の場合に会員資格を失います。

1. 退会 2. 法人の解散 3. 除名 4. 死亡

第12条(休会)

会員が、けが及び病気療養等の理由により、やむを得なく施設を利用できない場合は原則、前月の10日までに会員証を持参の上、届出書を提出し会社の承認を得た場合のみ会員資格を継続できます。

休会の期間は1ヶ月以上3ヶ月以内とし、所定の費用を会社に納入しなければなりません。休会費は別途定めます。

第13条(退会)

会員が退会を希望する場合は原則、退会希望月の前月10日までに届出書を 提出し所定の手続きを行い会社の承認を得た後、退会とします。

第14条(会員の継続)

入会後一年を経過して有効期限の1ヶ月前までに所定の手続きのない場合は 会社は自動継続の処置を行い所定の継続費用を頂きます。

第15条(クラス及びコース変更)

会員がクラス変更及びコース変更を希望する場合は原則、変更希望月の前月 10日までに届出書を提出し所定の手続きを行い会社の承認を得た後、完了と します。「変更料 220円(税込)」

第16条(休業日・定休日)

本クラブは原則として毎月、月末を定休日とし、また夏期休暇、年末年始は 休業日とします。(特別営業等は行います。)

本スクールは毎月28日レッスンとし、年間48週レッスンとします。

第17条(施設の閉鎖及び利用限度)

会社は下記の場合本クラブの全部もしくは一部を閉鎖し、又は施設の利用制限 をすることができます。

- 1. 天候・災害その他により開館が不可能と認められたとき。
- 2. 本クラブの改造・補修・点検等を行うとき。
- 3. 本クラブの主催する競技会等の特別行事を開催するとき。
- 4. 法令上の制定・改廃・行政指導・社会情勢等によるとき。
- 5. 経営上必要と認めたとき。

第18条(施設の改造)

会社の必要と認めたときは、施設及び付属施設の一部又は全部を改造することがあります。

第19条(諸規則の遵守)

会員は諸施設の利用について本クラブの定める会則・諸規則並びに従業員の 指示を守らなければなりません。

第20条(免責)

会社は当館内における盗難・傷害・その他の事故について一切の責を負いません。 、又、会員は損害金等の請求を行えません。

第21条(運営介入等の禁止)

会員はもとより、第3者との合同においてクラブ運営に対する介入の一切の行為 をすることを禁止します。

第22条(スクール等の開催)

会員又は会員以外の方を対象としたスクール・競技会を開催することがあります。

第23条(細則)

本会則に定めない事項及び業務遂行上必要な細則は会社がこれを定め、必要に 応じてこれを変更することができます。

第24条(改正)

本会則の改正・変更は会社の定めるところによるものとし、その効力はすべて の会員におよぶものとします。

この会則は2022年11月1日より適用します。



